



ヨコハマ会 市議員団
子どもにツケをまわさない!
“横浜から日本を創る”

横浜市議 おばた正雄氏

〈プロフィール〉

金沢区生れ。旧民社党政策審議会
で各種政策を研修。昭和54年よ
り横浜市議。現在9期。ヨコハマ
会市議団代表。一貫して教育・行
財政改に取組。4年前民主党離党。
現在、無所属。憲法改正と日本の
安全に責任を持つ保守新党を模索
中。神奈川の教育を良くする会会
員。日本会議会員。自衛隊募集相
談員。各スポーツ・文化団体顧問。

〈ご相談・ご連絡先〉

事務所：金沢区谷津町 332
TEL：045-783-7869
FAX：045-786-5315
✉ obatamasao@gmail.com

横浜市では安心してボランティア活動ができます

市民活動保険(ボランティア保険)が守ります
みんなでボランティア社会をつくりましょう!

私は昭和54年 もって安心して活動で
に市会議員に就 ける制度を作らなけれ
任しましたが、 ばならないと考え、ボ
私たちの社会は ランティア保険の創設
数多くのボラン の提案をしました。
ティアの方々の 当初、横浜市は私の
献身的な無償の 提案を受け付けません
働きによって支 でしたが、6年間の粘
えられているこ り強い働きかけで、平
とを肌身で感じ 成3年にこの制度が実
ました。そこで、 現しました。それが、
横浜市が責任を 横浜市市民活動保険、

保険金額は21年度は
3千2百万円。市が保
険会社に支払う保険金
は1千6百万円前後で
す。この金額で市民の
ボランティア活動が保
証されているのです。
Q：保険の特徴は？
A：市民の方が安心し
てボランティア活動を
行えるように、横浜市
があらかじめ保険料を
負担し、保険会社と保
険契約をしており、事
前の加入や登録の手続
きは必要ありません。

Q：対象となる活動？
A：市内に活動拠点を
置き、ボランティア活
動を行っている方で
す。対象となるボラン
ティア活動は次の4つ
の要件が必要です。
①自主的に構成された
グループ・個人や、地
域住民組織である自治
会町内会が行っている
活動。②無報酬の活動
(交通費等の実費の支
給を除く)。③継続的・
計画的に実施されてい
る活動。④公益性のあ
る活動。

法律上の賠償責任を負
った場合に保険金が支
払われます。
身体賠償…1名1億円
1事故5億円
財物賠償…1事故
500万円
保管物賠償…1事故
500万円
傷害事故は、ボランテ
ィア活動中に発生した
急激かつ偶然な外来事
故によって、ボランテ
ィア活動者が死亡・負
傷した場合に保険金が
支払われます。
死亡…1名1千万円
後遺障害…1名30万円
〜1千万円など。

Q：事故補償金額は？
A：賠償責任事故は、
ボランティア活動中に
過失により、他人にケ
ガを負わせたり、他人
の物を壊してしまった
などの結果、被害者か
ら損害賠償を求められ

Q：手続き方法は？
A：事故が発生した場
合は、30日以内に
金沢区総務課
☎045(788)7706
にご連絡ください。